

事務監査請求の手引き

事務監査請求とは

「事務監査請求」は、直接請求制度のひとつで、地方自治法第75条の規定により、選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から監査委員に対して、普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の請求をすることができる制度です。

事務監査請求の対象

事務の執行の全般に及びます。

事務監査請求の手続

事務監査請求は、箕面市の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって行うこととされています。請求する方が所定の期間に署名活動をするようになりますので、すぐに監査が行われるわけではありません。

事務監査請求の手続の流れは、次のとおりです。

- 1 請求代表者証明書の交付申請 【請求代表者】**
 - ・事務監査請求の請求代表者（複数でも可）を決めます。
 - ・請求代表者は、事務監査請求代表者証明書交付申請書に事務監査請求書を添付して監査委員に提出します。
- 2 請求代表者証明書の交付と告示 【監査委員】**
 - ・監査委員は、請求代表者が選挙権を有するかどうか、選挙管理委員会に確認を依頼します。
 - ・監査委員は、選挙管理委員会からの回答で確認がとれた場合は、事務監査請求代表者証明書を請求代表者に交付し、その旨を告示します。
 - ・監査委員は、事務監査請求書を請求代表者に返却します。

3 署名活動 【請求代表者】

- ・請求代表者は、署名収集を他の有権者に委任するときは、その方に事務監査請求署名収集委任状を交付します。
- ・請求代表者は、告示日から1か月以内に署名を収集します（例：告示日が12月10日の場合は1月10日が署名収集期間の満了日）。告示日当日も署名を収集できますが、告示日より前にあらかじめ署名を収集することはできません。
- ・署名収集期間中に当市で選挙が行われる場合は、一定期間署名収集活動はできなくなり、その分の日数は選挙後に持ち越され、計31日以内の期間になります。
- ・請求代表者又は受任者が有権者に直接対面して署名を収集します。回覧や郵送による署名の収集は認められません。
- ・事務監査請求者署名簿には、①事務監査請求書（写し可）、②事務監査請求代表者証明書（写し可）、③事務監査請求署名収集委任状（委任した場合のみ。原本。）をワンセットで綴り込みます。分冊することは可能です（ワンセットは堅持）。

4 署名簿の提出 【請求代表者】

- ・請求代表者は、署名収集期間の満了日の翌日から5日以内に事務監査請求者署名簿を選挙管理委員会に提出します。

5 署名簿の審査、縦覧と告示 【選挙管理委員会】

- ・選挙管理委員会は、署名総数が法定署名数（有権者の50分の1）に達しない場合や提出期間を徒過して提出された場合は、審査せず署名簿を返付します。
- ・選挙管理委員会は、署名簿の提出日から20日以内に個々の署名について審査を行い、署名の効力を決定します。
- ・選挙管理委員会は、署名の総数と有効署名の総数を告示します。
- ・選挙管理委員会は、署名簿を有権者である関係人に7日間縦覧します。縦覧の期間と場所は、告示・公表します。
- ・関係人は、縦覧期間中に異議を申し出ることができます。その場合、選挙管理委員会は、申出のあった日から14日以内に審査して決定します。
- ・選挙管理委員会は、縦覧で異議の申出がないとき又は全ての異議について決定したときは、その旨と有効署名の総数を告示します。
- ・選挙管理委員会は、末尾に署名の総数、有効署名と無効署名の総数を記載し

て、署名簿を請求代表者に返付します。

6 事務監査請求書の提出 【請求代表者】

- ・請求代表者は、署名簿の返付等から5日以内に事務監査請求書（返却されたもの）に事務監査請求署名収集証明書と事務監査請求者署名簿を添えて監査委員に提出します。

7 事務監査請求書の受理と告示 【監査委員】

- ・監査委員は、有効署名総数が法定署名数（有権者の50分の1）に達しない場合など要件を満たさない場合は、受理せず却下します。
- ・監査委員は、事務監査請求書を受理した旨を請求代表者に通知し、請求代表者の住所氏名と請求の要旨を告示・公表します。

8 監査実施 【監査委員】

- ・監査委員は、受理後、事務監査を実施します。
- ・事務監査を何日以内に行うという期間の定めはありません。

9 監査結果報告と告示 【監査委員】

- ・監査委員は、事務監査の結果を請求代表者に通知し、告示・公表します。
- ・監査委員は、事務監査の結果を議会、市長、関係のある行政委員会に提出します。